

令和4年2月8日

第3回南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の書面協議の結果について

標記の書面協議の結果を下記のとおり公表いたします。

記

1. 書面協議開始日 令和3年12月27日（月）

2. 書面協議表決日 令和4年1月31日（月）

3. 協議事項

（1）南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

協議結果：全構成員（19名）の合意により承認。

（2）南房交通圏の運賃の範囲の指定について

協議結果：全構成員（19名）より意見なし。

【問い合わせ先】

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門、竹田
電話 043-307-7002
FAX 043-307-7003

令和3年12月17日

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会構成員 各位

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 榛澤芳雄
(公 印 省 略)

第3回南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会（書面会議）の
開催について

謹啓 厳寒の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の円滑な運営に深いご理解と格別なるご協力を賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、南房交通圏につきましては、平成21年10月1日に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）」に基づき、平成24年9月28日付けで特定地域に指定され、その後、平成26年1月27日に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）に基づき、同日付けで準特定地域として再指定を受け、南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会構成員各位のご支援ご協力を頂戴し、公共交通機関としてのタクシー事業の使命を果たすべく適正化・活性化に努めてきたところであります。

その後、平成27年10月1日付け国土交通省告示第1029号により、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程」（以下「施行規程」という。）が改正され、南房交通圏は準特定地域の指定が解除され、爾後、令和3年9月30日まで6年間、準特定地域の指定を受けることなく経過してまいりましたが、今般、令和3年9月30日付け国土交通省告示第1296号により、「施行規程」が改正され、南房交通圏は準特定地域に再指定（期間は令和3年10月1日から令和6年9月30日まで）されたところであります。また、この準特定地域の再指定に伴い、令和3年11月25日付け関自旅二第1622号により、関東運輸局長から「運賃の範囲の指定に関する通知について」に基づき、別添のとおり当該運賃の範囲の指定に関す

る意見書の提出を求める通知がありましたので、本来であれば、速やかに協議会を開催すべきところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を防止する観点から、協議会設置要綱第5条第15項の規定に則り、下記の議案について書面により協議会を開催致します。

つきましては、別添の議案資料をご覧ください、別紙「書面議決書」に必要事項をご記入の上、メール又はFAXにて令和4年1月31日（月）までに協議会事務局あてご回答くださるよう、宜しくお願い申し上げます。
謹白

記

1. 議 案

第1号 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部
改正について

第2号 南房交通圏の運賃の範囲の指定について

2. 協議開始日 令和3年12月27日（月）

【問い合わせ先】

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門、竹田
電 話 043-307-7002
FAX 043-307-7003
E-mail info@taxi-chiba.jp

書面議決書

令和 年 月 日

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 榛澤芳雄様

団体名等
役職名
氏名

印

第3回南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の
書面審議について（回答）

1. 審議事項

(1) 議案第1号 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の
一部改正について

承認する 承認しない ←どちらかに○をつけてください。

※承認しないに○をした場合は、その理由を下欄にご記入願います。

--

(2) 議案第2号 南房交通圏の運賃の範囲の指定について

意見なし 意見あり ←どちらかに○をつけてください。

※意見ありの場合は下欄に意見をご記入願います。

--

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成24年12月 6日 一部改正 平成26年 1月23日 一部改正 平成26年 2月20日 一部改正 平成27年 7月15日 一部改正 令和 年 月 日 </p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、南房交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成24年12月 6日 一部改正 平成26年 1月23日 一部改正 平成26年 2月20日 一部改正 平成27年 7月15日 </p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、南房交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>（定 義）</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は令和6平成29年9月30日-6日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長又はその指名する者
 - (2) タクシー事業者等
 - (3) 労働組合等
 - (4) 地域住民
 - (5) 学識経験者
榛澤 芳雄(日本大学 名誉教授)
 - (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画部長企画室長
 - (7) その他協議会が必要と認める者
 - ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
 - ④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長
- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長又はその指名する者
 - (2) タクシー事業者等
 - (3) 労働組合等
 - (4) 地域住民
 - (5) 学識経験者
榛澤 芳雄(日本大学 名誉教授)
 - (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
 - (7) その他協議会が必要と認める者
 - ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
 - ④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長
- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、

当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は令和6平成29年9月30日26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は令和6平成29年9月30日26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に**加え限り、軽微な事項について**、やむを得ない事由により協議会を**開催が困難な余裕のない**場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の

- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する**余裕のない**場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の

「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

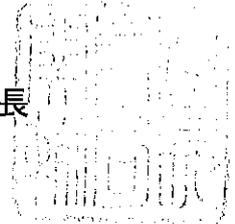
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

関自旅二第1622号
令和3年11月25日

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を令和4年2月24日までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

南房交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.27km	加算運賃	
A (上限運賃)	560 円	242 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
B 運賃	550 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
C 運賃	540 円	251 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
D 運賃	530 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	520 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,700 円	30 分 3,700 円
B 運賃	3,630 円	30 分 3,630 円
C 運賃	3,570 円	30 分 3,570 円
D 運賃	3,500 円	30 分 3,500 円
下限運賃	3,440 円	30 分 3,440 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.27km	加算運賃	
A (上限運賃)	530 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B 運賃	520 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
C 運賃	510 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
D 運賃	500 円	272 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	490 円	278 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,510 円	30 分 3,510 円
B 運賃	3,440 円	30 分 3,440 円
C 運賃	3,380 円	30 分 3,380 円
D 運賃	3,310 円	30 分 3,310 円
下限運賃	3,250 円	30 分 3,250 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.27km	加算運賃	
A (上限運賃)	500 円	272 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
B 運賃	490 円	278 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
C 運賃	480 円	283 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
D 運賃	470 円	289 m 100 円	1 分 45 秒 100 円
下限運賃	460 円	296 m 100 円	1 分 50 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,330 円	30 分 3,330 円
B 運賃	3,260 円	30 分 3,260 円
C 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
D 運賃	3,130 円	30 分 3,130 円
下限運賃	3,060 円	30 分 3,060 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。